

【 会 議 録 】（概要）

日時：平成23年6月18日（土）13:30～15:30

会議名	平成23年度越谷市自治基本条例推進会議 第3回会議	場所	越谷市役所第二庁舎5階 会議室B
件名 議題	1 開会 2 協議事項 （1）地域コミュニティ組織への普及について （2）市民活動団体への普及について 3 その他 4 閉会		
資料等	☒ 有 無		
出席者	出席委員 佐々木会長、石崎副会長、稲本委員、小口委員、五味田委員、篠原委員、得上委員、藤井委員、原田委員、大熊委員、菅沼委員（11名） 欠席委員 内藤委員、村田委員、雨宮委員（3名） 事務局 立澤企画部副部長（兼）企画課長、田中企画課副主幹、水口同副主査、根本同主事（4名） 市民活動支援課 石川市民活動支援課長 傍聴者 3名		
内 容	別紙 会議録（要旨）のとおり		
●合意・決定事項等 ・協議に先立ち、市民活動支援課から「（仮称）市民活動支援センター」の整備に係る現時点での概要等について説明があった。また、委員から自治のまちづくりの担い手としてのコミュニティ全般について説明があった。 ・（1）地域コミュニティ組織への普及について及び（2）市民活動団体への普及について協議した。次回の会議では、地域コミュニティ組織への普及について一部ワークショップ等の手法を取り入れ、引き続き、協議することとした。 ・平成23年度第4回会議を平成23年7月26日（火）の午後6時30分から開催することとした。			

会議録（要旨）

1 開会あいさつ（会長）

みなさん、こんにちは。暑い日が続いていますが、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

市では、越谷駅東口再開発事業と関連して、（仮称）市民活動支援センターの設置が予定されています。本日は、「（仮称）市民活動支援センター」を所管している市民活動支援課長さんから現時点での概要等をお話していただけるとのことです。

前回の会議では、「子ども版パンフレット」に盛り込む内容について」及び「若い世代への普及について」、一部ワークショップの手法を取り入れて協議しました。今回の会議からは、コミュニティ組織について協議することになります。自治基本条例の普及を考えた場合、コミュニティ組織への普及は極めて重要な課題になります。まずは、本日の会議で全体的な意見交換を行い、次回以降、ワークショップ等の手法を取り入れ、より具体的な協議を行う予定となっております。

どうぞよろしくお願いします。

- ・協議に先立ち、市民活動支援課長から「（仮称）市民活動支援センター」の整備に係る現時点での概要等について説明があり、質疑等を行った。

→【別紙１】のとおり

- ・委員から自治のまちづくりの担い手としてのコミュニティ全般について説明があった。

→【別紙２】のとおり

2 協議事項

（１）地域コミュニティ組織への普及について

（２）市民活動団体への普及について

（会 長）会議のすすめ方についてですが、まず、事前に意見の提出があった委員にその意見の説明をしていただいた後、協議事項について、一括して委員の皆さんに、意見交換等していただければと考えています。それでは、事前に意見の提出のあった委員から一人ずつ発言をお願いします。

- ・事前に提出された意見については、【別紙３】及び【別紙４】のとおり

（Ａ委員）地域コミュニティ組織や市民活動団体は、まちづくりには大変、必要と考えています。これらのコミュニティ組織と市（行政）は補助金を与えているだけの関係なのかどうか？地域コミュニティ組織、市民活動団体は市（行政）と下請け的立場なのかどうか？という様な事を思いながら意見を考え提出しました。地域コミュニティ組織や市民活動団体への普及についてですが、市民まつり等のイベントを活用する方法があると思います。イベント会場に自治基本条例の主催枠ブース等の場所を設け、各団体の方々の特徴を活かす企画を募集します。そして、良い提案があった場合、各団体と市（行政）が協働して提案のあった事業を実施します。地域コミュニティ組織や市民活動団体は、資金等に課題を抱えている場合が多くあり、新規のアイデアを実現できないだけでなく、既存の取り組みを縮小している団体もあります。既存の取り組み（盆踊りをはじめとするイベント等）を縮小する事はコミュニティの衰退に繋がるのではと思います。この方法は、各団体と市（行政）の距離を近づける効果だけ

ではなく自分達で行いたい事業を諦めず実現する為の手段のひとつではと思います。【別紙 3 の説明補足】

(B 委員) コミュニティ組織の中で、自治会の担っている役割は特に大きいと感じています。しかし、一方で自治会は、それぞれの団体で特徴、成り立ち、取り組みが異なります。そうすると、自治会への自治基本条例の普及を一律に検討することは難しいということになります。まずは、情報の共有からはじめると良いと思います。昨年の会議の中では、地域協働ポータルサイトの設置についての意見もありましたが、既存の「越谷 city メール配信サービス」などの活用や新たにメーリングリストなどの仕組みをつくることで、情報の共有化・ネットワーク化に取り組む必要があると思います。情報の共有化・ネットワーク化により、自治会などの地域コミュニティ組織と市民活動団体、さらには、一般の市民の皆さんに、まちづくりの取り組みが広がっていくと思います。

(会 長) ありがとうございます。ここまでの意見について質問等がありますか。

(C 委員) 自治基本条例の普及について、条文自体や逐条解説にある解釈を知ってもらうという文字どおりの普及と自治基本条例の趣旨に基づく「参加と協働によるまちづくり」をすすめていくという実践的な普及の 2 つの普及があると思います。まずは、自治基本条例の条文を知ることが必要ですが、大切なことは、地域での活動やまちづくりへの参加や協働の場で、自治基本条例を実感することだと思っています。そして、そのことは、すごく大変なことだとも感じています。

(会 長) ありがとうございます。次回以降、ワークショップ等の手法を取り入れて協議していく予定となっています。本日の会議では、ある程度、自由に意見交換をする場として協議していきたいと考えていますので、引き続き、意見等をお願いします。

(D 委員) 地区センターでの講座等では、多いときで 80 人程度の参加があります。このような講座等を活用することは、地域住民の皆さんへの自治基本条例の普及の有効な手段だと思っています。

(E 委員) 自治基本条例の前文では、「自治力」という言葉を条例全体のキーコンセプトとして位置づけています。“市民の自治力”、“議会の自治力”、“市長等（行政）の自治力”を高めていくという視点も今後の協議では必要になると思います。

(F 委員) 私が所属している団体では、「大人の社会科見学」と題して、自治基本条例をはじめ、総合振興計画や市役所の組織など、行政を知るためのセミナーを開催する予定です。このように行政を身近なものにする取り組みも一つの方法だと思っています。

(G 委員) 先ほども意見としてありましたが、「越谷 city メール配信サービス」やメーリングリストのような情報の共有化・ネットワーク化の仕組みがあれば、自治基本条例の出前講座の情報を地区の皆さんまで伝えることができます。また、このような仕組みを活用して地域コミュニティ組織や市民活動団体の情報を共有することで、他の地区や団体の取り組みを知ることでもあります。

(H 委員) 自治基本条例が制定されたことで、市民生活がどのように変わるのかという、一般の市民の皆さんの視点から情報を発信していく必要があると思います。

(I 委員) 前回の会議でも意見が出ていましたが、キャッチフレーズの検討、かるた、クイズを掲載した本などの作成が有効だと思っています。また、自治基本条例の実践の場として地域自治の仕組みをつくっていく必要があると思います。

(J 委員) 自治基本条例と自分たちの生活とが、どんなに関係しているのかということを分かりやすいエピソードを紹介するなど工夫して広報紙に掲載する方法も有効だと思っています。

(K 委員) 前回の会議でも提案させていただいたのですが、イベントの開催は、やはり大きな効果があると思います。まずは、自治基本条例という名称を知ってもらう必要があります。

(L 委員) 自治基本条例の内容を言葉や文字で知らせていくことも大切ですが、何らかの体験を通じ、肌で感じてもらうことで伝わることもあると思います。

(M委員) 自治会では、毎年、防災訓練を実施しています。皆さんも起震車で地震の疑似体験や消火訓練をしているかと思います。今年、私たちの自治会では、企画の段階から皆で話し合っ、防災訓練を実施しました。東日本大震災の影響で関心が高かったこともあるのですが、アルファ米の試食、防災ガイドブックを活用した市の担当職員からの説明など大変有意義なものとなりました。私たちの日ごろの活動の中で、自治基本条例の趣旨を活かす積み重ねが大切だと思っています。

(会 長) 多くの意見が出されたと思います。これらの意見を踏まえ、次回の会議では、一部ワークショップ等の手法を取り入れ、「地域コミュニティ組織への普及について」協議することとしてよろしいでしょうか。

・出席委員全員に確認し、了承された。

●合意・決定事項等

・次回の会議では、地域コミュニティ組織への普及について一部ワークショップ等の手法を取り入れ、引き続き、協議することとした。

3 その他

・事務局が、次回の日程等について説明した。

※平成23年度第4回会議を7月26日(火)の午後6時30分から開催することとした。また、メーリングリスト等を活用した意見の事前提出の期限を7月19日(火)とすることとした。

4 閉会(副会長)

長時間にわたりありがとうございました。自治基本条例の目的である「住みよい自治のまちの実現」のため、また、このたび策定された総合振興計画の将来像にある「水と緑と太陽に恵まれた 人と地域が支える 安全・安心・快適都市」の実現のためには、自治基本条例を市民に開かれたものとし、関心をもってもらうことが大切だと思っています。

本日の会議では、自治会についての話も多くあったと思います。次回の会議の協議事項は、自治会をはじめとする地域コミュニティ組織への普及となりますので、より整理された調査審議ができると思います。

どうもありがとうございました。